

第13回新型コロナウイルス対策本部会議 本部長指示

令和2年5月29日

新型コロナウイルス対策本部

本部長 市長 若林 洋平

5月25日に国内すべての緊急事態宣言が解除された。しかしながら依然として国内で感染者は発生しており、とりわけ感染ルート不明な感染者の割合が高いことから、気を緩めることなく、引き続き感染防止対策に取り組むとともに、市民生活を日常に戻す社会活動、経済活動を再開するため、以下の点について取り組む。なお、今後の感染状況によって随時見直すものとする。

- (1) 休校・休園としていた小中学校や公立幼稚園については、6月1日から再開し、再開に際しては万全な感染防止体制を図ること(新型コロナ危機管理マニュアルの遵守)
- (2) 保育所や放課後児童クラブについては、6月1日から通常の運営とするが、引き続き万全の感染防止体制を図ること
- (3) 医療物資不足に伴い、各種団体や組合に依頼していたマスク・防護服・グローブ等の医療用衛生物資については、多くのご寄付が寄せられていることに深く感謝するとともに、引き続き支援をお願いすること
- (4) 第2波、第3波に備え、発熱外来の拡充と地域医療の継続のため、PCR検査場を設置するとともに、医療従事者等の待機場所を確保し、院内感染や家庭内感染の防止を図ること
- (5) 公共施設については、6月1日から前回の本部長指示の条件のもと再開すること
- (6) 県外利用者が中心となるキャンプ場等は、6月19日以降の予約を再開すること
- (7) 市主催のイベント等については、準備を伴うことから8月19日までは中止又は延期とすること
- (8) 地域イベントや公民館等の地域施設は市に準じた対応とし、地域で「新しい生活様式」の浸透を図りながら、順次行うよう要請すること
- (9) 飲食店及びナイトクラブ・バーなどについては、6月18日までは市が示した県外からの来客自粛の掲示をするとともに、引き続き感染拡大防止対策を徹底するよう要請すること
- (10) 市民に対して、まず感染しないための行動をとることが何より大切なことから、以下の点について願います。
  - ・県外への移動については国が示した外出自粛の段階的緩和の目安を参考に、東京都をはじめとする首都圏への移動のできる限りの自粛

- ・市内においては、必要な経済活動は再開するが、感染拡大防止のため「新しい生活様式」などを実践した感染防止
- ・地域や各種団体のやむを得ない会合は、十分な感染防止対策を取った上で、必要最低限の人数（多くても20人～30人程度）で実施
- ・自分が感染しない行動が、医療従事者への応援と感謝に繋がること

- (11) 新型コロナウイルスの影響で著しく売り上げの減少した事業主に適用する持続可能支援事業を推進すること
- (12) 市職員は、国や県と連携を密にして、特別定額給付金などの様々な支援制度について、いち早く正確な情報を市民に伝えるとともに、市民生活を考慮して迅速かつ適切な対応を取ること